保育料算定の基準となる課税額の確認方法について

利用者の方の負担額である**保育料は、【市町村民税】の課税額によって算定**します。
課税される方には、毎年6月までに「町民税・道民税徴収額の決定通知書」が交付されています。
4～8月末までの保育料は、前年6月に交付された決定通知書に記載されている市町村民税の所得割額もしくは均等割額を算定の基礎として決定し、9月以降分につきましては、様式③「同意書」に基づき税情報を閲覧させていただき決定しますので、「課税証明書」等の提出は不要です。

※ ただし、令和7年1月1日現在 鹿追町外にお住まいであった方は、その居住していた市町村が証明する市町村税の「課税証明書」の提出が必要です。

同居であって、生計を一にする課税対象者の【所得割額】を合計した額を、別紙「地域保育所保育料基準額表」の階層区分（第D階層以降）に当てはめて階層を決定します。また、【所得割額】の合計額が“0”の場合は【均等割額】の記載で《B階層》か《C階層》かを決定します。
下記具体例をご参照ください。

※算定した保育料は、入所決定時にお知らせしますので、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

※ 9～3月の保育料は、現年度6月に交付される通知書の課税額を基礎としますので、変更となる場合があります。その際には「保育料変更通知書」によりお知らせいたします。

○普通徴収（納付書で納税）の方

税額	町民税	税額控除前所得割額 ④	26	880
		税額控除額 ⑤	1	500
		所得割額 ⑥	**25**	**300**
		均等割額 ⑦	**3**	**500**
	道民税	税額控除前所得割額 ④	17	920
		税額控除額 ⑤	1	000
		所得割額 ⑥	16	900
		均等割額 ⑦	1	500

町民税･道民税徴収税額の決定通知書様式には、下記のような一覧表が含まれています(前年度のものをご覧ください)。
白抜き表示の欄のみが算定の基礎となります。
※数字は一例です。
※実際の記載は白抜きになっていません。

生計を一にする課税対象者の町民税所得割額の**合計額**を、別紙「保育料基準額表」の階層区分に当てはめて階層を決定します。

生計を一にする方のどなたも町民税所得割額が“0”で、おひとりでも町民税均等割額に記載がある場合は《C階層》、どちらも“0”もしくは町民税･道民税徴収税額の決定通知書が届かない場合は《B階層》

○特別徴収（給与から控除）の方

	所得割額	均等割額
町民税	**⑨ 25300**	**⑩ 3500**
道民税	⑯ 16900	⑰ 1500